

# 山梨県公報

第千三百三十七号

平成十四年

十一月二十一日

木曜日

## 目次

### 告示

保安林の指定の予定	六一三
土地収用事業の認定	六一三
道路の区域変更	六一四
都市公園の区域変更	六一四
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)	六一四
開発行為に関する工事の完了について	六一六
公安委員会	六一六
遊技機の型式の検定	六一六

## 告示

### 山梨県告示第四百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十四年十一月二十一日

山梨県知事 天野 建

#### 一 保安林の所在場所

西八代郡下部町常葉字源太屋敷入五二六一、五二七九から五二八一まで、大字市ノ瀬字岱二三四八の一、二三四九、二三六五から二三七〇まで、二三七一の一、二三七二、二三七三の一

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び下部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四百七十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)(第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年十一月二十一日

山梨県知事 天野 建

#### 一 起業者の名称

敷島町

#### 二 事業の種類

敷島町給食センター建設事業

#### 三 起業地

収用の部分 中巨摩郡敷島町大字長塚字大曲及び大字大下条字末法地内

使用の部分 なし

#### 四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

敷島町給食センター建設事業(以下「本事業」という。)(は、法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置するその他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関するものであることから法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成十四年度及び平成十五年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(1) 本事業は、既存の給食センターを、場所を移して新築する事業である。既存施設は、建築後約三十年を経過しており、老朽化が著しいこと、児童生徒数の増加等に対応するため、調理機器の入れ替え等が行われたことにより、作業スペースの狭あい化が進んでいること、学校給食衛生管理の基準(平成九年四月一日付け

文体育学第二百六十六号文部省体育局長通知。以下「基準」という。）に適合した施設となっていないことなど、学校給食の実施に支障をきたしている。本事業により設置される新給食センターは、基準に適合した施設・設備であり、食中毒防止等の衛生管理面や作業効率等に十分配慮した施設であると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいものであると考えられること。

(2) 起業地の現況は田であること、周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、本事業の施行により失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(3) 起業地は、給食の配送の利便性、環境の保全、経済性等の要件を考慮し選定した三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(4) 本事業計画は、予定給食供給数、基準等から積算した施設規模としており、必要最小限の範囲を起業地としておりと認められること。

(5) (1)から(4)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、第三次敷島町長期総合計画に位置付けられた事業である。また、敷島町給食センター運営委員会において、早期建設についての意見が出されるなど、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

敷島町役場企画財政課

山梨県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十二月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月二十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府櫛形線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
中巨摩郡竜王町大字西八幡字浜海道下二四一七番の一地先から 中巨摩郡竜王町大字西八幡字浜海道下二三八八番地先まで	六・四 六・七	七〇・〇	六・九 八・二	七〇・〇

山梨県告示第四百八十号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）第十三条の二の規定に基づき、告示する。

平成十四年十一月二十一日

山梨県知事 天野 建

名 称	位 置	変更に係る区域	供用開始年月日
山梨県芸術の森公園	甲府市貢川一丁目	次の図面のとおり	平成十四年十一月二十一日

（「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十一月二十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年十月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 渡辺興業
  - 2 主たる営業所の所在地 東山梨郡牧丘町倉科五百八十四番地二

- 3 代表者の氏名 渡邊昌運
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第六九八号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年九月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十一月二十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年十月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社永光建設
  - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡長坂町長坂上条二千七十七番地
  - 3 代表者の氏名 小澤康人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第一三三五号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十一月二十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年九月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社樋口建設工業
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町篠原七十九番地八
  - 3 代表者の氏名 樋口高一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一一）第一七九八号

- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年九月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十一月二十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年十月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社村松工業
  - 2 主たる営業所の所在地 山梨市小原東百九十九番地二
  - 3 代表者の氏名 村松仁司
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第三二五〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十一月二十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年十月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社ソウマ工業
  - 2 主たる営業所の所在地 大月市大月町花咲千二百七十一番地二十六
  - 3 代表者の氏名 相馬よ志美
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一一）第四三三二二号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業

防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十四年十月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十一月二十一日

山梨県知事 天野 建

一 処分をした年月日 平成十四年十月十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 石川工業

2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡双葉町龍地六千二百九十三番地

3 代表者の氏名 石川磯吉

三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第七七八九号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十四年九月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十一月二十一日

山梨県知事 天野 建

一 処分をした年月日 平成十四年十一月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 大澤鉄筋工業

2 主たる営業所の所在地 山梨市東五百三十番地

3 代表者の氏名 大澤功

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一〇）第七八四七号

四 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十四年十月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十四年十一月二十一日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町西八幡字法印村前一〇六の四、一一〇七の一、一一〇七の二、一一〇七の五、一一一四の一及び一一一四の二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町西八幡千二十番地三 新海仁夫

### 公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年十一月二十日までとする。

平成十四年十一月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式	型式名	製造業者又は輸入者名	検定番号
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	遊技機の種類及び区分	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二）	CRにゃんちゃんドリムR	株式会社藤商事	二〇〇六〇四



株式会社ダイドー 代表取締役 久治 寶田 東京都渋谷区渋谷三丁目二九 番一〇号	株式会社ダイドー 代表取締役 久治 寶田 東京都渋谷区渋谷三丁目二九 番一〇号	第一種特別電 動役物	第一種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 機第六条第 一號イ(別表 第二)	ぱちんこ遊技 機第六条第 一號イ(別表 第二)	CRフィー バーチ ンバー トFX	CRフィー バーチ ンバー トFX	株式会社 ダイドー	株式会社 ダイドー	二〇〇六八五	二〇〇六八九
---	---	---------------	---------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------	--------------	--------	--------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番